

令和 8 年度 池田町放課後児童クラブ 利用のしおり

はじめにお読みください

○このしおりには、池田町放課後児童クラブの入所手続き、利用方法、保育料等について記載しています。お申し込みの前に必ずお読みください。

○池田町放課後児童クラブは、就労等によって保護者が昼間家庭にいない児童に、適切な遊びおよび生活の場を提供して、その健全な育成を図ることを目的として実施しています。申込みにあたっては、なによりも児童の気持ちを大切に、家庭内で十分話し合ってくださいますようお願いいたします。



●問い合わせ先

池田町役場子育て支援課 子育て支援政策係
揖斐郡養基小学校養基保育所組合

電話：0585-45-3111(代)
電話：0585-45-7420

■児童クラブとは

児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業として、「池田町放課後児童クラブの設置等に関する条例」及び「池田町放課後児童クラブの設置等に関する条例施行規則」に基づき、実施するものです。

保護者等の保護が就労等により欠ける児童を授業の終了後に保育し、適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図ります。

■保育内容について

池田町放課後児童クラブでは、自主的な学習、休憩、遊び、おやつ、文化的行事などの取り組みや、基本的な生活に関すること、生活全般に関わることを行います。

放課後に安全な生活の場を提供することにより、児童一人ひとりが、のびのびと安心して過ごすことができるように配慮し、心身の健やかな成長を促すことを目的としています。

■開設場所・連絡先

	開設場所	電話番号
温知放課後児童クラブ	温知児童館内	090-4857-9733
池田放課後児童クラブ	池田児童館内	090-4086-8425
八幡放課後児童クラブ	八幡児童クラブ室	090-4857-9657
宮地放課後児童クラブ	福祉ふれあいセンター内(宮地小隣接)	080-2656-9561
養基放課後児童クラブ	養基児童館内	090-4116-0645

■対象となる児童(以下①②ともに該当する児童)

①池田町および養基組合の小学校に通学する児童(小学校1年生～6年生)

②保護者等(65歳以下の祖父母も含む)の保護が16時頃まで(長期休暇期間は1日4時間以上)月に15日以上欠け、その状態が3ヶ月以上継続する家庭の児童

※②について、自給的農業従事は該当しません。

※低学年(1年生～3年生)の入所を優先します。

※定員を超えた場合、祖父母が同居の家庭や在宅ワークのご家庭は、待機になる可能性があります。

※真に必要な方のため、上記対象から外れた場合にはすみやかにご退所いただきますよう、ご協力をお願いします。

■申請に必要な書類

○放課後児童クラブ入所申請書(児童1人につき1部)

○家庭状況調査票(児童1人につき1部)

○就労等証明書(1世帯につき父・母1部ずつ)

○延長保育登録申請書(18時以降の延長保育を利用する場合のみ)

配布場所：子育て支援課、養基組合、各小学校、各保育園、各児童クラブもしくは町 HP
(<https://www.town.gifu-ikeda.lg.jp/0000000491.html>)からダウンロード

■申請書の受付（申請先：子育て支援課・養基組合（養基地区のみ））

	通 年 利 用／長期休暇のみ利用	その他（年度途中）
受付 期間	令和8年1月5日(月)～ 令和8年1月16日(金)	随 時 ※ただし、 <u>入所の2週間前</u> までに申請が 必要です。

- 書類審査等により選考のうえ、入所決定いたします。
- 定員を超えている場合は、審査の結果、入所待ちになる場合があります。
- 入所申請は毎年度必要です。（自動更新無し）

■開設日時

	開設時間	延長保育	早朝預かり
平 日	放課後～18:00		無し
長期休暇 (夏休み・冬休み・春休み)	8:30～18:00	18:00～19:00 ※18:30以降 保育料加算有り	7:45～
その他 学校休業日等			無し
第1土曜日		無し	無し

- 学校行事、天候などに応じて、保育時間の変更があります。
- 延長保育、早朝預かり、第1土曜日の利用については、別途申請が必要です。

■延長保育について(18時から19時まで)

18時以降について、延長保育を実施します。

18時30分以降の利用のみ、2,000 円／月が加算されます。

→①「延長保育登録申請書」を子育て支援課・養基組合（養基地区のみ）へ申請

②「延長保育利用申込書」を利用月の前月 25 日までに所属クラブへ提出

■早朝預かりについて(7時45分から)

長期休暇のみ、開設時間前の児童の受入を実施します。

夏休みのみ、必要な方は7時 30 分からお預かりしますが、必ず事前にクラブと相談をしてください。

→長期休暇毎に「早朝預かり願」を子育て支援課・養基組合（養基地区のみ）へ申請

■第1土曜の利用について

第1土曜に限り、希望者を対象に児童クラブを開所します。

→第1土曜毎に「土曜日利用の申込書」を子育て支援課・養基組合（養基地区のみ）へ申請

→土曜保育は集合保育となります。（温知児童クラブ）

■休業日

土曜日(第1以外)、日曜日、国民の祝日、年末年始、その他町長が定める日

※台風・大雨等の警報発令時は臨時休業する場合があります。(P.6 参照)

■保育料について

- ・ 通年保育料 月額 5,000円(口座振替)
- ・ 延長保育負担金 月額 2,000円(18:30~19:00 利用者のみ、利用日の属する月毎に加算)
- ・ 傷害保険料 年額 800円/人
- ・ 夏休み期間中の7月・8月保育料は、下記表の通りです。
- ・ 春休み・冬休みについては、休暇毎に別途お知らせします。

●18時30分までの利用の場合

利用種別	区 分	7 月	8 月
通 年	夏休みを含み利用	6,000 円	7,500 円
通 年	夏休みの利用無し	5,000 円	利用日数に応じて日割り
長期休暇のみ	夏休みのみ利用	3,000 円	7,500 円

●19時00分までの利用の場合

利用種別	区 分	7 月	8 月
通 年	夏休みを含み利用	8,000 円	9,500 円
通 年	夏休みは利用無し	7,000 円	日割り金額+2,000 円
長期休暇のみ	夏休みのみ利用	5,000 円	9,500 円

※保育料の日割り対応は、原則実施していません。(上記の通年 8 月利用分を除く。)

※保育料の支払いが困難になったときは、すみやかにご相談ください。

■保育料の減免について

「保育料減免申請書」を子育て支援課もしくは養基組合(養基地区のみ)へ申請

対 象 者	生活保護世帯もしくはひとり親世帯等かつ令和7年度(※1)の町民税非課税世帯である1年生～3年生の児童 (※1:令和6年1月～令和6年12月の収入に基づき算定)
減 免 金 額	5,000円/月

※ 申請日の翌月分の保育料から減免の対象となります。

※ 申請前にすでに納付いただいた保育料や滞納している保育料は、減免の対象になりません。

■退所の手続き

年度途中で退所する場合は、**退所日の当月 15 日までに**、子育て支援課もしくは養基組合(養基地区のみ)へ「退所届」を提出してください。(期限厳守)

「退所届」の提出がない場合は、いかなる場合でも保育料が発生します。

■保護者等の事業参画

児童クラブの運営については、保護者自身が互いに協力し、子育ての責任を果たせるよう、運営や活動(草取り、掃除、当番など)にご協力をお願いしています。

また、学校、民生・児童委員、その他の地域ボランティアの方の協力により児童の健全育成に努めます。

■食物アレルギー、発達がゆっくり、持病、障がいのあるお子様等について

申請前に、必ず子育て支援課・養基組合(養基地区のみ)へご相談ください。

入所の判断については、子ども本人及び保護者のお気持ちを伺いながら、面談による話し合いを行うなどして、状況、意向等を個別に考慮いたします。

また、放課後等デイサービス等とも連携をしておりますので、ご相談ください。

※次の事項に該当するときは、入所の取り消しおよび退所をしていただく場合があります。必ずご確認ください。

- ・家庭状況の変化により、対象となる基準に合致しなくなった場合
- ・他の児童や指導員に危害等を与える恐れがある場合
- ・児童が指導員の指示に従わない場合
- ・保育料を滞納した場合

■児童のお迎え・欠席等について

- 児童のお迎えは、必ず保護者または保護者に代わる方をお願いします。

(長期休暇期間の場合は送り迎えとも)

- お仕事が終わり次第、児童クラブへお迎えに来ていただき、ご家庭でお子さまと一緒に過ごしていただきますようお願いいたします。

- やむを得ずお迎えが遅れる場合は、必ず事前に児童クラブへ連絡してください。

またお迎え時に理由等を別紙にご記入いただきます。

- 児童が欠席する場合、または勤務先や緊急連絡先が変わった場合は、必ず児童クラブへご連絡ください。

■緊急時・体調不良時等の対応について

- 原則として体調が悪い児童はお預かりできません。(体温37.5度以上等)
- 感染症(インフルエンザ、新型コロナウイルス、ヘルパンギーナ、手足口病等)に罹患している場合、出席停止期間または症状が軽快するまでお預かりできません。
- 薬は原則としてお預かりできません。長期休暇等で服薬する薬がある場合は、各クラブへご相談の上、別紙「与薬依頼書」をご提出ください。
- 病気やケガが発生した場合、お子さまの状況等について保護者に連絡します。そのため、なるべく児童クラブからの連絡が取れるようにしてください。
- また上記の場合、できる限り早くお迎えをお願いします。必要に応じて、学校や関係機関と連携をとり、適切な処置が行えるよう対応します。

■感染症等について

- インフルエンザ等の感染症発生等による学級・学校閉鎖や授業打ち切りの場合、該当する学級等の児童はお預かりできません。

■その他注意事項

- 児童クラブは「生活の場」として開設しています。学習塾ではなく、あくまでも児童の自習時間としてのみ時間を設けています。宿題等については、帰宅後保護者が必ず確認をしてください。
- 児童クラブでは、昼食等の用意はできません。学校給食がない時には、ご家庭よりお弁当をご持参ください。
- すべての持ち物に、はっきり大きく名前を書いてください。
- 家庭からのお金・玩具などクラブからの許可がない物の持ち込みは禁止します。

■警報(注意報)発令時の対応については、次ページをご覧ください。

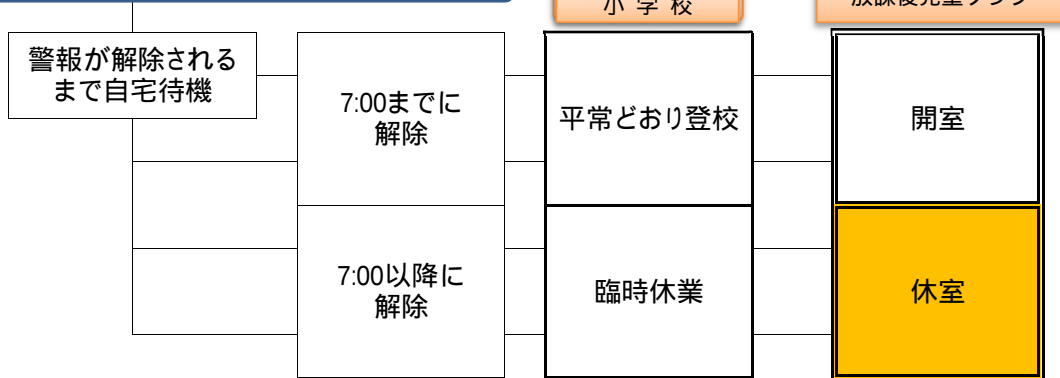


池田町放課後児童クラブ 警報（注意報）発令時の対応について

送迎、在室を危険と判断された場合は、休室させていただきますので、ご了承ください。

気象警報等発令時における対応については、小学校の場合と同様になります。

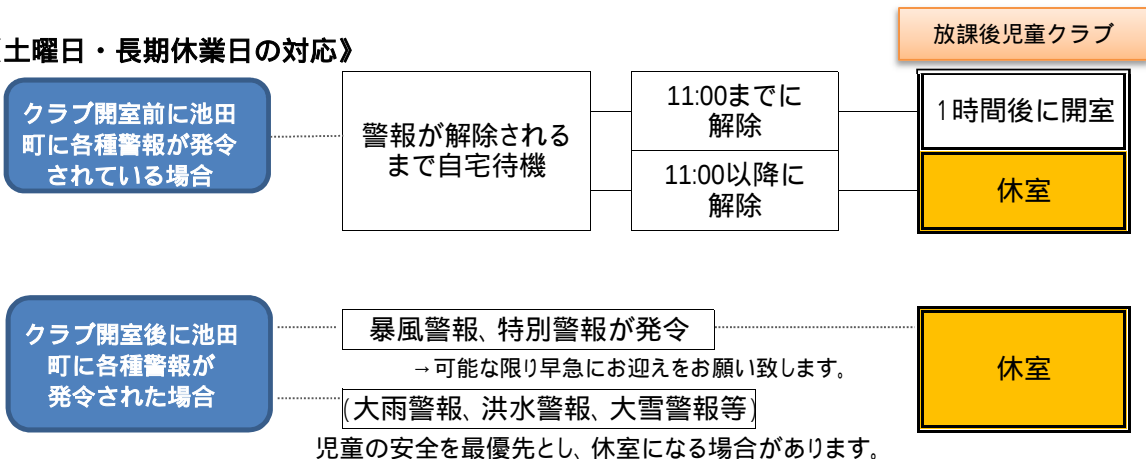
登校前に池田町に警報が発令されている場合



登校後池田町に警報・注意報が発令された場合



《土曜日・長期休業日の対応》



【警報等発令時の連絡は、すぐーる保護者チャンネル内で配信しますので、事前にご登録願います】
●判断にお困りの場合は、池田町役場子育て支援課子育て支援政策係(0585-45-3111)または
養基組合事務局(0585-45-7420)へお尋ね下さい。